

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 3 1 日

各指定就労移行支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 支 援 課 長
運 営 指 導 課 長

就労移行支援事業の適正な実施について

平素は、本市障がい者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標題について、厚生労働省からの別添の事務連絡に基づき、下記のとおり取扱いを変更
しますので、内容についてご確認いただき、適切な制度運用に努めていただきますようお
願いします。

記

1 就労移行支援の利用者の就職状況の把握について

利用者が就職した場合に、支給決定を行った区保健福祉センターが就職した状況を把握
できるようにするため、「契約内容（障がい福祉サービス受給者証記載事項）報告書」
（※様式第 26 号）の「既契約の契約支給量でのサービス提供を修了する理由」欄に、一
般就労した日と就職による終了であることがわかるよう理由を明記の上、区保健福祉セ
ンターへご提出ください。

なお、重要事項説明書の退所理由に「就職する場合」を明記するなど、利用者が利
用を開始する際には、就職が退所理由に当たることの説明を徹底していただきます
ようお願いいたします。

※契約内容報告書については、大阪市ホームページの「請求等関係書類（介護給付費
及び訓練等給費の請求について）」のページから様式をダウンロードし、ご活用く
ださい。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000006933.html>

2 就労移行支援の利用を経て一般就労へ移行した利用者について

就労移行支援の利用を経て一般就労へ移行した利用者については、区保健福祉センター
にて就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断され、改めて就労移行支援の利用
について支給決定を受けた場合に限り、就職した後も就労移行支援を利用することを可能
とします。

一般就労後も、就労移行支援の利用が必要である場合は、区保健福祉センターにご相談
ください。

《対象者イメージ》

就労移行支援の利用を経て一般就労へ移行した利用者であって、次の項目を踏まえた上で、引き続き就労移行支援を利用する必要があると市町村が認める者。

- ・就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながる。
- ・働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならない。
- ・他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当である。

3 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

本市への就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出の際に、添付書類として雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの追加提出は求めません。

ただし、利用者の就職日・届出時点における雇用状況については、企業や利用者本人、事業者にとって過度な負担とならない範囲で、事業者において確認を行ってください。

4 その他

ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

【添付資料】

- ・【厚生労働省事務連絡】就労移行支援の適正な実施について
- ・ 契約内容（障がい福祉サービス受給者証記載事項）報告書（様式第26号）

〔問合せ先〕

大阪市福祉局 障がい者施策部 障がい支援課
(1・2についての問合せ) 電話 06-6208-8015

大阪市福祉局 障がい者施策部 運営指導課
(3についての問合せ) 電話 06-6241-6520

障障発 1 1 0 5 第 1 号
令和元年 1 1 月 5 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

就労移行支援事業の適正な実施について

就労移行支援事業については、適正な就労定着者に基づいて就労定着支援体制加算が算定されていなかった事案や一部の市町村において、就労移行支援事業所から利用者の就職状況の市町村への報告がなかったため、市町村が支給決定を行った利用者の就職状況が把握できていなかった事案があった。

また、就労移行支援サービス費については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の第 2 の 3 の（3）の①において「利用者が就職した日の前日まで算定が可能」とされているが、この通知に反した取扱いが行われていたとの指摘がある一方、平成 19 年 12 月 19 日事務連絡「障害福祉サービスに係る Q&A (VOL. 2)」において「一般就労へと移行した場合であっても市町村が必要と認める場合、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えない」とされているところであり、同事務連絡は就労移行支援には適用されることは想定していなかったが、その旨を明示していなかったことから、一部の市町村において、その取扱いに誤解が生じている。一方、利用者の状態等によっては、一般就労へ移行した後も改めて就労移行支援を利用することが有効であると考えられる場合があるとの声もある。

そのため、就労移行支援の利用者の就職状況の把握、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用及び就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出については、今後、下記のとおりとするので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知については、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

記

(就労移行支援の利用者の就職状況の把握について)

市町村が支給決定を行った利用者が就職した場合、市町村が就職した状況を把握できるようにするため、都道府県等から就労移行支援事業所に対して利用者が就職した場合には支給決定権者である市町村に適時に報告することを徹底させることとする。また、都道府県等においては、就労移行支援事業所に対し、例えば、重要事項説明書の退所理由に就職する場合を明記するなど、利用開始時に利用者への説明を徹底するよう、周知をお願いする。

(一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について)

利用者が就労移行支援の利用を経て就労した後は、引き続き当該就労移行支援を利用し就労移行支援サービス費を算定することはできない(施設外支援の対象となるトライアル雇用の期間を除く)。

ただし、利用者の状態によっては、就労移行支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要である場合などもあることから、市町村が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて就労移行支援の利用について支給決定を行った場合に限り、就職した後も新たに就労移行支援を利用することを可能とする。

また、市町村が、上記支給決定を行うに当たっては、以下の3点を踏まえることとする。

- ・就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ・働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的な負担にならないか。
- ・他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

(就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について)

都道府県等が、事業者に対し就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出を求める際には、添付資料として雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの提出を求め、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても確認した上で、報酬区分を届出させることとする。なお、添付資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えないので、企業や本人、事業者にとって過度な業務負担とならないよう配慮をお願いする。

